

鳩山町企業誘致条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳩山町企業誘致条例（令和7年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(企業)

第2条 条例第2条第1号の規定による産業は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる事業のうち、次に定めるものとする。

- (1) 大分類E 製造業
- (2) 大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業
- (3) 大分類G 情報通信業
- (4) 大分類H 運輸業・郵便業
- (5) 大分類I 卸売業、小売業
- (6) 大分類L 学術研究、専門・技術サービス業

(企業奨励金の算出割合)

第3条 条例別表第2に掲げる規則で定める割合は、10分の5とする。

(指定の申請)

第4条 条例第6条第2項の申請は、奨励金対象企業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 土地の売買又は賃貸借の契約書の写し
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書
- (3) 当該法人の登記事項証明書
- (4) 建築確認済証の写し及び検査済証の写し
- (5) 会社概要書等事業の概要を示す書類
- (6) 財産目録
- (7) 損益計算書
- (8) 貸借対照表

(奨励金対象企業指定書の交付)

第5条 町長は、条例第6条第3項の規定により指定したときは、奨励金対象企業指定書（様式第2号）を当該企業に対し交付するものとする。

(事業開始の届出)

第6条 条例第7条の規定による届出は、事業開始届（様式第3号）により行うものとする。

(交付の申請等)

第7条 奨励金の交付の申請は、奨励金交付申請書（様式第4号）に固定資産税納税証明書を添付して行うものとする。

2 条例第4条各号に規定するその他の奨励金の交付の申請は、奨励金交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げるその他の奨励金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行うものとする。

(1) 雇用推進奨励金 雇用保険被保険者証の写し（常時被雇用者に限る。）

(2) 省エネルギー設備等設置奨励金 省エネルギー設備等の設置に要した費用を証する書類

3 町長は、前2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の適否を決定し、当該指定企業に対し奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（端数処理）

第8条 奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（内容変更の届出）

第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、指定内容変更届（様式第6号）により行うものとする。

（事業縮小等の届出）

第10条 条例第10条第2号の規定による届出は、事業縮小（休止・廃止）届（様式第7号）により行うものとする。

（指定の取消し）

第11条 条例第11条の規定による指定の取消しは、奨励金対象企業指定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（奨励金の返還等）

第12条 条例第12条の規定による奨励金の交付決定の取消し及び返還の命令は、奨励金交付決定取消通知書兼奨励金返還命令書（様式第9号）により行うものとする。

（地位の承継）

第13条 条例第13条第2項による届出は、事業承継届（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 土地・建物登記簿謄本

(2) 定款

(3) 法人登記簿謄本

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。